

令和5年度 (公社)日本カーリング協会A級公認審判員 検定講習会開催要項

- 1、趣 旨 日本におけるカーリング競技のレベルアップを図り、(公社)日本カーリング協会A級公認審判員制度に基づき、審判技術の向上と審判員の育成を図るために検定講習会を開催する。
- 2、主 催 公益社団法人 日本カーリング協会
- 3、主 管 公益社団法人 日本カーリング協会 競技委員会 審判部
- 4、後 援 北海道カーリング協会
- 5、開催期日 と き: 令和5年 6月 3日(土)～4日(日)
6月3日 12:30 受付(13:00開講)
6月4日 13:00 閉講
- 6、開催場所 ところ: ジャパンスポーツオリンピックスクエア
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2
- 7、受験資格 受験資格は、以下の基準全てを満たしていること。
・B級審判員として3年以上の活動経験年数
・都道府県規模の選手権大会の審判長を過去3年以内に1回以上経験
・所属地元協会長及び所属都道府県協会長の推薦がある者
- 8、資格取得
条 件 A級審判員の資格取得は、本研修会の全日程に出席し、学科試験に合格したあと、以下の実技試験を受験し、合格しなければならない。
○実技試験の回数及び内容
学科試験の有効期限内(受講年度を含めて5年間。)に、実技検定(大会)を3回以上受験し、最終実技試験に合格すること。
①実技検定
・JCA競技委員会が認めた選手権大会等において行う実技検定で、統括審判員1回、副審判長1回、審判長1回の計3回(3回目の審判長が最終試験)
・1年に受験できる実技試験は原則1回。
審判長(最終試験)以外で、最低1回は日本選手権大会を選択。
・同じ種類の大会を選択できない。国際大会は実技試験対象外とする。
②費用負担
・実技試験の費用は、交通費のみを自己負担とする。(日当・食事・宿泊については大会側で負担)
- 9、研修内容 ・(公社)日本カーリング協会定款、規約等について
・審判員制度について
・審判員の任務と責任について
・競技規則について
・学科試験(一次検定)
- 10、事務局 公益社団法人 日本カーリング協会
(申込先) 〒160-0013
東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 ジャパンスポーツオリンピックスクエア504

電話 03-5843-0371